個人情報ファイルの名称	国保情報集約関連システム
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	
個人情報ファイルの利用 目的	県内の国民健康保険資格継続及び高額情報引継業務のため。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、 被保険者情報を医療保険者等向け中間サーバー等へ連携するため。
記録される項目	氏名、性別、生年月日、住所、続柄、個人番号、被保険者番号、世帯加入 状況、適用開始日、適用終了日、高齢受給者証情報、限度額適用認定証情 報、特定疾病療養受療証情報
記録される個人の範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主
記録される個人情報の収 集方法	住民情報システム、各種届出書及び申請書等から収集した情報をCOKAS経由 で連携
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含まない☑ 含む
記録情報の経常的提供先	□ なし ☑ あり⇒提供先 (新潟県国民健康保険団体連合会、転入地市町村、中間サーバー等)
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)新発田市保険年金課 (所在地)新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関す る他の法令(法律又はこ れに基づく命令)の規定 による特別の手続	☑ なし□ あり⇒根拠法令()
個人情報ファイルの種別	▼電子計算機処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第1号)□マニュアル処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第2号)

個人情報ファイルの名称	住民情報システム(国民健康保険資格)
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	
個人情報ファイルの利用 目的	国民健康保険被保険者の資格関係情報を管理するため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄、個人番号、被保険者番号、世 帯加入状況、適用開始・終了日、取得・喪失理由
記録される個人の範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主
記録される個人情報の収 集方法	住民情報システム、各種届出書及び申請書等から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☑ 含まない□ 含む
記録情報の経常的提供先	□なし ☑ あり⇒提供先 (新潟県国民健康保険団体連合会)
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)新発田市保険年金課 (所在地)新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関す る他の法令(法律又はこ れに基づく命令)の規定 による特別の手続	☑ なし□ あり⇒根拠法令()
個人情報ファイルの種別	▼電子計算機処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第1号)□マニュアル処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第2号)

個人情報ファイルの名称	住民情報システム(国民健康保険賦課)	
機関の名称	新発田市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称		
個人情報ファイルの利用 目的	国民健康保険税の賦課及び賦課関係情報を管理するため	
記録される項目	氏名、性別、生年月日、住所、個人番号、被保険者番号、電話番号、加入状況、収入状況、所得金額、課税額、口座情報	世帯
記録される個人の範囲	国民健康保険納税義務者及び被保険者	
記録される個人情報の収 集方法	住民情報システム、他市町村、各種申請書等から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	✓ 含まない□ 含む	
記録情報の経常的提供先	□ なし ☑ あり⇒提供先(新潟県国民健康保険団体連合会)
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)新発田市保険年金課 (所在地)新発田市中央町3丁目3番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令(法律又はこ れに基づく命令)の規定 による特別の手続	✓ なし□ あり⇒根拠法令 ()
個人情報ファイルの種別	▼電子計算機処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第1号)□マニュアル処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第2号)	

個人情報ファイルの名称	国保総合システム	
機関の名称	新発田市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称		
個人情報ファイルの利用 目的	国民健康保険に係る給付事務	
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、被保険者証番号、宛名番号、受診医療機関、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われた内容、病歴、費用額、支給額、金融機関、口座番号、資格情報(国保情報集約システムデータ)	
記録される個人の範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主	
記録される個人情報の収 集方法	医療機関等からの提供 本人からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□ 含まない☑ 含む	
記録情報の経常的提供先	□なし ☑ あり⇒提供先(新潟県国民健康保険団体連合会)	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)新発田市保険年金課 (所在地)新発田市中央町3丁目3番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令(法律又はこ れに基づく命令)の規定 による特別の手続	☑ なし□ あり⇒根拠法令()	
個人情報ファイルの種別	▼電子計算機処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第1号)□マニュアル処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第2号)	

No

個人情報ファイルの名称	特定健診等データ管理システム	
機関の名称	新発田市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称		
個人情報ファイルの利用 目的	特定健診及び特定保健指導を実施するため。	
記録される項目	保険者番号、被保険者証番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、記別番号、郵便番号、住所、地区統計用コード、受診券整理番号、健診実施年月日、健診機関コード、身長、体重、BMI、内臓脂肪面積、腹囲、肥満度、既往歴、自覚症状、他覚症状、収縮期血圧、拡張期血圧、採血時間(食後)、生化学検査結果、血糖検査結果、尿検査結果、心電図、胸部エックス線検査結果、喀痰検査結果、胸部CT検査結果、同がん検査結果、腹部超音波検査結果、乳がん検査結果、子宮頸がん検査結果、大腸がん検査結果、肺機能検査結果、視力、聴力、眼底検査、血液型、メタボリッシンドローム判定、保健指導レベル、医師の診断、判定医師の氏名、服务を健康に関する質問票の回答結果、保健指導の希望	施 ・ 検 ク
記録される個人の範囲	特定健診及び特定保健指導実施者	
記録される個人情報の収 集方法	本人から直接、健診機関から間接的に	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含まない☑含む	
記録情報の経常的提供先	□ なし ☑ あり⇒提供先(新潟県国民健康保険団体連合会)	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)新発田市保険年金課 (所在地)新発田市中央町3丁目3番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令(法律又はこ れに基づく命令)の規定 による特別の手続	✓ なし□ あり⇒根拠法令()	
個人情報ファイルの種別	☑ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第1号) □ マニュアル処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第2号)	

個人情報ファイルの名称	新潟県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(後期高齢者医療標 ステム)	準シ
機関の名称	新発田市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称		
個人情報ファイルの利用 目的	後期高齢者医療被保険者の情報を管理するため	
記録される項目	氏名、性別、生年月日、住所、続柄、死亡年月日、 個人番号、被保険者番号、電話番号、 収入状況、所得金額、課税額、家族構成、口座情報、 公的扶助の受給の有無、心身の機能障がい、医師による証明事項、 医療費総額(支払額)	
記録される個人の範囲	後期高齢者医療被保険者及び受任者または相続人代表者	
記録される個人情報の収 集方法	住基情報システム、各種申請書等から収集	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	□含まない☑含む	
記録情報の経常的提供先	□ なし ☑ あり→提供先(新潟県後期高齢者医療広域連合)
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)新発田市保険年金課 (所在地)新発田市中央町3丁目3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法令(法律又はこれに基づく命令)の規定による特別の手続	□ なし ☑ あり⇒根拠法令(後期高齢者の医療の確保に関する法律)
個人情報ファイルの種別	☑ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第1号) □ マニュアル処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第2号)	

個人情報ファイルの名称	住民情報システム(国民年金)	
機関の名称	新発田市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称		
個人情報ファイルの利用 目的	国民年金被保険者の情報を管理するため	
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄、 個人番号、基礎年金番号、電話番号、 収入状況、所得金額、課税額、公的扶助の受給の有無、 家族構成、扶養関係、心身の機能障がい	
記録される個人の範囲	国民年金被保険者	
記録される個人情報の収 集方法	住基情報システム、各種届出書等	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	□ 含まない☑ 含む	
記録情報の経常的提供先	□ なし ☑ あり⇒提供先(日本年金機構)
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)新発田市保険年金課 (所在地)新発田市中央町3丁目3番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令(法律又はこ れに基づく命令)の規定 による特別の手続	□ なし ☑ あり⇒根拠法令(国民年金法)
個人情報ファイルの種別	☑ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第1号) □ マニュアル処理に係る個人情報ファイル(法第60条第2項第2号)	

個人情報ファイルの名称	住民情報システム(後期高齢者医療)	
機関の名称	新発田市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称		
個人情報ファイルの利用 目的	後期高齢者医療被保険者の情報を管理するため	
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄、死亡年月日、 個人番号、被保険者番号、電話番号、 収入状況、所得金額、課税額、口座情報	
記録される個人の範囲	後期高齢者医療被保険者及び受任者または相続人代表者	
記録される個人情報の収 集方法	住基情報システム、後期高齢者医療標準システム、 各種申請書等から収集	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	✓ 含まない□ 含む	
記録情報の経常的提供先	□ なし ☑ あり⇒提供先(新潟県後期高齢者医療広域連合)
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)新発田市保険年金課 (所在地)新発田市中央町3丁目3番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令(法律又はこ れに基づく命令)の規定 による特別の手続	□なし ☑ あり⇒根拠法令(後期高齢者の医療の確保に関する法律)
個人情報ファイルの種別	☑ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル (法第60条第2項第1号) □ マニュアル処理に係る個人情報ファイル (法第60条第2項第2号)	